

平成18年(行ウ)第105号不当利得返還請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一 他1名

被告 和泉市長 井坂善行

補助参加人 稲田順三

原告 第4準備書面

平成19年1月16日

大阪地方裁判所第7民事部合議2B係 御中

原告 小林 洋一

原告 小林 昌子

第1 被告準備書面(3)への反論

1 特別職へは「ノーワーク・ノーペイの原則」は適用されないとの主張に関し

被告は「ノーワーク・ノーペイの原則」が適用されるのは、その前提として地公法第35条に基づく勤務時間中の「職務専念義務」があることによると主張する。

確かに市長等特別職は地公法の適用対象外であるが、そもそも地方公務員は、住民全体の奉仕者として公務に携わる者であって、その職務専念義務は職務遂行上の最も基本的にしてかつ重要な義務であり、これは一般職・特別職の別を問わない基本原則である。特別職について具体的に職務専念義務が明定されていないのは、特別職にあっては職務専念義務が存することは自明の理であり、特別職に職務専念義務が存在しないとの主張は到底受け入れがたいものである。

市長は、自らの職務である市政全般を市民の福祉向上を目的として誠実に履行することを前提に選出され、その結果市長に就任しているのであり、市民との契約を誠実に

実行する義務は当然にして負っていると解するのが自然であり、合理的でもある。

以上から、被告の特別職は職務専念義務が無い事を理由に「ノーワーク・ノーペイの原則」は適用されないとの主張は失当である。

2 特別職に勤務時間の定めがないことから「ノーワーク・ノーペイの原則」が適用できないとの主張について

特別職に勤務時間の定めが無いのは事実である。勤務時間の定めが無いのは特別職の職務が一般職と異なり、職務の範囲は市政全般に及び且つその内容についても単なる実務的なものに留まらず、市政に思いを巡らす精神的な活動もその範囲とされているからである。更に市政に関する重大な事態が起こった場合は、昼夜を分かたず対応することが要請されていることから、定量的に勤務時間を定めることは適当とは言えない為である。

敢えて言えば、一日全時間が勤務時間とも言える。しかしながら、一日の全ての時間を公務に費消することを要請されているものではなく、必要な休息や公務に関しないプライベートな時間が許されることは当然である。(甲第2号証 給与等返還請求事件判決参照)

以上から、勤務時間の定めがないことから「ノーワーク・ノーペイの原則」が適用できないとの主張は失当である。

特別職の時間単価が一般職のそれより低い事になり不合理と主張するが、前述したように特別職の一日全時間が勤務時間というのは、その時間を全て公務に費消すべきとしたものではなく、必要なときは一日全時間が職務の対象となるとしたのに過ぎず、被告のこの様な試算は全く意味をなさないものである。

3 有給休暇の取得が出来ないことについて

被告は、一般職は逮捕拘留期間中に有休休暇を取得し、その間の給与の支給を受けることが出来るが、特別職については有休休暇の制度が無くこの様な措置が取れな

いと主張する。主張の本意は明らかでないが、一般職は有休休暇の取得でこの間の「ノーワーク・ノーペイ」の原則を回避できるが、特別職は有休休暇の制度が無く、その様な措置が取れないので特別職の逮捕拘留期間に「ノーワーク・ノーペイ」の原則を適用するのは不合理であるとの主張と解せられる。

原告は、被告の主張する一般職の職員が逮捕拘留期間中に有休休暇を取得するのは、有休休暇の制度の趣旨からしてそもそも不法であり、従って市長等特別職にそれらの措置が取れないとしても何らの不合理も無いと主張する。

平成9年10月29日 東京地裁 平4(ワ)2543号 日本交通ナイト乗務拒否事件の判決によれば(東京高裁 控訴棄却 確定)

そもそも労働者が特定の業務への嫌悪から右業務の就労を拒否するために年次休暇権を行使することは、本来の年次休暇制度の趣旨に反することからすれば、このような年次休暇の時季指定は、年次休暇権行使の濫用として許されないというべきである。

もとより、年次休暇の利用目的は労基法の関知しないところであり、休暇をどのように利用するかは、使用者の干渉を許さない労働者の自由であると解するが、権利の行使といえども濫用にわたることは許されないのであって、年次休暇権の行使が権利の濫用と目されるときは、無効というほかない。

とされている。

これを逮捕拘留期間中の有休休暇取得についてあてはめると、労基法上年休制度が認められた趣旨は、年休をとることによって、労働による労働者の精神的、肉体的疲労を回復せしめ、その結果として、労働力の維持培養を図るとともに、労働者に対し、人たるに値する生活を得させようとするにある。

一方、逮捕拘留期間中の有休休暇取得は、犯罪で逮捕・拘留され、その結果として給与の支給を受けられないことを回避する手段としてなされるもので、これは前述した制度の趣旨を大きく逸脱するもので、判例にある権利の乱用に当たり無効といえる。

市長は特別職として一般職に対し、より高い倫理性・規範性が要求されていることからすれば、仮に市長に有休休暇の制度があったとしても、逮捕拘留期間中にそれを利

用して給与の支給を受けることは、同上趣旨からしても到底許されないことである。

4 特別職と一般職の勤務条件について

被告は、原告の主張に従えば特別職は一般職に比べ勤務条件が厳しくなり、特別職が地公法の適用を除外している趣旨が没却されると主張する。

特別職が一般職に比べ基本的に異なるのは、その権限と責任にある。市政の全般を指揮する権限を有している市長は、議会の牽制はあるものの強大な権力を有しており、市長の政策如何が市の運命を左右するとも言われており責任は極めて大きいものである。これらを受けて市長の職務の特殊上、一年365日、24時間が職務の対象となり、一般職に認められている有休休暇の制度も存在しない。

この事を被告が主張するように勤務条件が厳しいと評価するのが正当か否かはともかくとして、民間企業でもトップである代表取締役社長も同様に、強大な権限と責任を保有した者にとってむしろ当然の帰結と言え、特別職が一般職に比して勤務条件が緩やかでなくてはならない理由などもともと存在しないのである。

5 「特別職給与の支給方法に関し、この条例で定めない事項は、一般職の例による」について

被告は、「一般職の例による」は給与の支給期日、手当の支給期日、給与の口座振り込み等のみと主張する。

しかしながら、被告の主張するように「一般職の例による」がそのように制限されるとした規定は存在しなく、根拠の無いものである。

原告は既に、第1準備書面1頁で、支給方法とは給与の額以外の支給に関する事項を広く包含し、給与の期間計算、支給期日等の他、給与を減額したり不支給とする基準等も含むべきと解すべきで、これは判例でも明らかである。(甲第2号証)

と主張している。

更に第3準備書面4頁で、以下の判例をあげ、被告の主張の不当性を述べている。

市長の退職手当の「支給に関し必要な事項」は職員退職手当条例の適用を受ける職員の「例による」としている。「例による」という用語は、ある法律上の制度や法令の規定を包括的に他の同種のことからあてはめるときに用いられるのが通例である。したがってこれらの規定によれば、市長の退職手当の「支給に関し必要な事項」であって市長等退職手当条例に定めのない事項については、職員退職手当条例やその下位規範の個々の規定が包括的に準用されることになる。

～ 中略 ～

被告は、市長等退職手当条例四条は退職手当の「支給」に関し必要な事項についてのみ言及しているのであって返納に関する制度は同条の範囲外であると解釈すべきだと主張するが、「支給に関し必要な事項」という文言をそのように狭く解釈するのはあまりにも不自然であって採用できない。

以上、被告の「一般職の例による」は給与の支給期日、手当の支給期日、給与の口座振り込み等のみとする主張は失当である。

第2 市長に求められる期待像と本件不当利得について

既に述べたように、市長は強大な権限を持っており、この市長に対し市民は高潔な倫理観に裏打ちされた市政への献身的貢献を期待している。

ところで、本件が発生したときの状況を見てみると、既に第1準備書面で陳述しているが、敢えて再掲すると

和泉市はここ数年不祥事の連鎖に見舞われていた。

2003年夏、当時の企画財政部次長らが、産業団地「テクノステージ和泉(旧・和泉コスモポリス)」への企業誘致を巡り、不動産業者から計530万円を受け取ったとして、大阪府警に収賄容疑で逮捕され、2005年1月には、架空ローンで400万円をだまし取ったとして、大阪地検特捜部が詐欺容疑で当時生活環境部理事を逮捕。理事は同年2月、ごみ収集運搬業務委託を巡り、業者から500万円を受け取った収賄容疑でも再逮捕さ

れた。

更に不祥事は続き、2005年3月には、元助役の池辺被告が葬祭業務委託を巡る競売入札妨害容疑で逮捕され辞職。事件には至らなかったが仲田助役を水道事業管理者に任命した際、前市長は同助役から300万円を受け取っていた事も判明し、同助役が辞職した。一時は市長、助役1名、収入役の特別職がいずれも辞職し、助役1名の異常な時期もあった。

このような不祥事の続く中で、前市長は2003年に職員倫理条例を設け、職員に対し規律とモラルの徹底をはかった。職員には汚職は割に合わないと言いつつ自らがその時既に汚職に手を染めていたことになる。

前市長の逮捕を受けて、市の不祥事は全国に知れ渡り、市の体面を著しく傷つけ市政に対する市民の信頼を失った責任は極めて重大である。

更に前市長は逮捕後容疑を否認し、再逮捕後逃れられないことから観念したもので、その結果市長の辞職まで多くの日時を要し、市政を混乱に陥れた。市政を思う気持ちが少しでもあれば、自ら犯した罪を謝罪しすぐさま辞職し市政の混乱を最小限にとどめるべきが、より高い規範性が要求される市長の取るべき態度であり、その点からも市長の一連の態度は一片の評価すべき点もない。

有罪を下した判決で小川育央裁判長は「常習的に予定価格を漏らし、市長の権限を私物化した悪質な犯行で、市政への信頼を失わせた。非常に手慣れた手口で、共犯者の供述などから常習性は明らか」と厳しく断罪した。

以上のごとく、市民の補助参加人(前市長)に対する期待は見事に粉碎され、市政に対する不信感のみが残る残念な事態となった。この様な中で本件不当利得返還請求がなされたわけであるが、当事者の補助参加人は逮捕・拘留されていた期間及び失職までの期間に対する自らへの報酬は自主返上するのが、市民の期待を裏切った事に対する最後の謝罪の機会であった。(補助参加人は本件に関し辞職時の退職金の不支給及び事件の当該期の退職金の返還の処分を受けているが、このことは条例の定め

従った自然の処分であり、自らの意志で行ったものではない)

にもかかわらず、補助参加人としてこの訴訟に参加し報酬を受けることの正当性を主張するに及んだことは、この機会を自ら放棄したもので誠に遺憾である。

以上